

首都圏中央連絡自動車道 飯沼川高架橋(鋼上部工)西工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	中央分離帯転落防止網	アンカーボルトの施工につきまして、I期線(既設)側は「あと施工アンカー方式」、II期線(新設)側は「先付けアンカー方式」と考えてよろしいでしょうか。	設計図面(85/346、163/346、226/346、306/346)に示すとおりです。
2	合成床版工	合成床版の架設に使用するクレーンにつきまして、割掛対象表参考内訳書に記載のクローラクレーン 200tは「架設計画図(参考図)(その1)」における300tCC架設範囲部(PD4～PD8)及び「架設計画図(参考図)(その2)」における300tCC架設範囲部の一部(PD8～PD11)に配置し、トラッククレーン 120tは「架設計画図(参考図)(その2)」における300tCC架設範囲部の一部(PD12部)及び「架設計画図(参考図)(その4)」における10tCC架設範囲部のPD28部に配置すると考えてよろしいでしょうか。	割掛け対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	特記仕様書22-10 工事用仮桟橋工 特記仕様書24-5 材料調達に伴う変更	特記仕様書22-10(2)種別の表のうち、単価表の項目「仮桟橋撤去工A」及び「仮桟橋撤去工B」の材料区分欄にはリース品としてH594が含まれておりますが、特記仕様書24-5に記載の表の規格欄に、H594が含まれおりません。 数量変更については設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	H594のH形鋼については、特記仕様書22-10に示すとおり、本工事では下部工工事にて設置した工事用の仮橋を引継ぐので、特記仕様書24-5の材料調達に伴う変更には該当しません。
4	週休2日推進に係る補正額	「橋りょう塗装工」及び「鋼橋職工」の単価につきまして、週休2日推進に係る補正の適用対象と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書21に基づきお考えください。
5	鋼構造物の製作	「鋼板寸法エキストラ(鉄骨)」及び「形鋼溶接棒 副資材費」の単価につきまして、土木工事等単価ファイル 令和4年度(令和4年4月)には「物価資料等」と記載されておりますが、国土交通省の令和4年度基準における単価(鋼板寸法エキストラ(鉄骨):1,200円/t、形鋼溶接棒 副資材費:16,400円/t)を採用されておりますでしょうか。	積算に関する質問については、お答えできません。
6	巻き立てコンクリート図	巻き立てコンクリート図に表記されております鉄筋定着用ネジ付スタッドφ42x100(SS400)、φ38x50(SS400)、M20x50(SS400)につきまして、どの単価項目に含まれているかご教示ください。	設計図面(1/346)に示すとおり、「鋼構造物の製作 製作材料費(型鋼)A」に含まれるものとお考えください。